

2022年7月15日  
日本郵便株式会社

## 郵便切手類の交換手数料の一部改定など

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀）は、郵便切手類の交換手数料の一部を改定します。

また、交換請求に係る郵便切手類の提出条件を設定することについて、総務大臣および国土交通大臣から内国郵便約款の変更の認可を受けましたので、お知らせします。

ご利用の皆さまには、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

### 1 概要

#### (1) 郵便切手類の交換手数料の一部改定

1回当たりの交換請求枚数が100枚以上の場合<sup>(注1)</sup>の交換手数料を次のとおりとします。

郵便切手類の種類	改定前の交換手数料	改定後の交換手数料 (1回当たりの交換請求枚数が 100枚以上の場合)
郵便切手	5円	<u>10円</u>
通常葉書(※)		
往復葉書	10円	<u>20円</u>
郵便書簡		
航空書簡		
特定封筒	42円	<u>60円</u>
交換の請求に係る郵便切手 または郵便葉書の料額印面 に表された金額が10円に 満たないもの	その郵便切手または郵便 葉書の料額印面に表された 金額（請求に係るものが2 枚以上のときは、その合計 額）の半額	<u>10円</u>

(※) 年賀葉書、国際葉書および往復葉書の往信部または返信部のみのものを含みます。

#### (2) 交換請求に係る郵便切手類の提出条件の設定

ア 1回当たりの交換請求枚数が100枚以上の場合<sup>(注2)</sup>は、郵便切手類を種類別および金額別にまとめるなど、郵便局が提出方法を指定させていただきます<sup>(注3)</sup>。

イ 1回当たりの交換請求枚数が1万枚以上の場合は、当社が指定する郵便局<sup>(注4)</sup>に提出していただきます。

### 2 実施日

2023年4月1日（土）

#### 【注釈】

(注1) 交換請求に係る郵便切手類の種類が複数であっても、それらを合算した枚数とします。

なお、無料交換（服喪による年賀葉書の交換など）の枚数は、合算しません。

(注2) 100枚未満の場合であっても、必要に応じて種類別および金額別にまとめて提出していただくことがあります。

(注3) 郵便切手については、お客さまにおいて、金額ごとに適宜の用紙に貼付し、その用紙ごとに合計の金額および枚数を記載の上、提出していただきます。

通常葉書など郵便切手以外のものについては、お客さまにおいて、金額ごとに分け、それぞれに枚数を直接記載の上、提出していただきます。

(注4) 郵便物の配達を行っている郵便局などを指定します。

詳しくは、最寄りの郵便局にお問い合わせください。

以 上

**【お客さまのお問い合わせ先】**

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

0120-23-28-86 (フリーダイヤル)

携帯電話から 0570-046-666 (有料)

<受付時間 平日 8:00~21:00

土・日・休日 9:00~21:00>

※おかけ間違いのないようご注意ください。